

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2015年6月27日

アジアネットワーク通信

ころもない

ころをれない

ころをせない

【第10号】

次回は7月31日(金)台湾・沖縄等9名の原告尋問 裁判官の良心を揺さぶれ!!

第五回弁論報告

4月10日
6月9日
第5回第6回弁論
報 告
高橋 靖

四月一〇日、第五回弁論が開かれました。

冒頭、裁判所は本題に入る前にまず、四月八日付の第三次補助参加の申し立てを却下し、補助参加人の発言を禁じました。

今回の弁論までにわれわれ原告側は、学者証人として、高橋哲哉さん・小林武さんの両氏、及び原告本人一〇人の証人申請し、他に靖国神社の現場検証を申請していました。本題に入り、裁判所は、まず、学者証人については必要ないので「意見書」だけで証人採用はしない、また、原告本人尋問については一〇人全員とはしないと告げました。また、靖国神社の現場検証については必要ないので却下と告げました。傍聴席からは「なんでやねん！」という声が。

裁判所の決定に対し、加島弁護士は靖国神社の現場検証について裁判長に「実際に靖国神社へ行かれたことはありますか？」と尋ね「ない」ということだったので、書面で読むのと実際に行ってみるのでは大きな違いがあるということを強調し再考を促しましたが聞き入れられませんでした。また、原告一〇人全員は採用しないということについて、丹羽弁護士が「一〇人というのは絞りに絞った結果であって、それぞれ沖縄であるとか台湾であるとかそれぞれ違った事情があるので、ぜひ一〇人全員採用をお願いしたい」と意見を述べました。続いて事務局の菱木さんも「時間だけの問題なので、ぜひ一〇人全員採用を」と述べました。それらの意見に対して裁判所は次回までに決めますと告げました。裁判所はこの後、双方に主張は出尽くしたのかと確認しました。中島弁護士は台湾原告の問題に関する主張の予定があると述べました。裁判所は、第一回弁論のときは、「もうこの種の事件は判例があるのでこれからもう結論は決まっているでしょ」と言わんばかりに露骨に早い結審をほめかしていましたが、「平和的生存権」という新しい主張に対してさすがにあまりに強行な結審はできなくなつたようですが、原告本人尋問

が終わると急いで結審を狙ってきそうです。われわれは、学者証人も靖国神社の検証も却下されたので、あとは、説得力のある原告本人尋問とその本人尋問の結果及び両学者の意見書に基づく主張をしつかりしてゆかなければなりません。

今回の弁論の後、引き続き進行協議が行われ、そのときに次回六月九日(火)の次の次々回期日(原告本人尋問)が七月三十一日(金)(詳細時間は未定ですが一応枠としては一〇時〜一七時)に決まりました。

なお、今回の弁論終了後、法廷内にいた補助参加人の在特会のメンバーが原告Kさんにからんできて、こついたり、大声で聞くに堪えない、活字にするのも堪えがたい差別的な罵声を大声であびせかけてきました。いくら閉廷後とはいえ特に裁判所という公の場での暴力やヘイトスピーチは断じて許せません。弁護団は裁判所に対してこの件について申し入れることになりました。

第六回弁論報告

六月九日、第六回弁論が開かれました。

今回も、裁判所は、前回と同様、まずは露はらいとして第四次補助参

加の申し立てを却下。それから、原告弁護士からの前回のヘイトスピーチ問題に関する申し入れを受け、裁判所は、本件に関しては、双方の対立が激しい件なので、感情のぶつ合いはしないよう、また、不規則発言も認めないと言を促しました。

本題に入り、原告側が提出していた第五・第六準備書面の要旨についてそれぞれ担当弁護士が陳述しました。最初に、第五準備書面の内、台湾在住原告らに対する権利侵害について定岡弁護士が、次に同じく第五準備書面の内、若者世代原告らの被侵害利益について、吉田弁護士が陳述しました。そして、最後に丹羽弁護士が沖縄在住原告らの被侵害利益について述べた五〇頁にも及ぶ第六準備書面の要旨を熱く語りました(それらの各要旨については四頁く全文掲載しています)。

以上の要旨陳述の後、裁判所は、原告側に主張は現段階では以上かどうか尋ねたので、中島弁護士は、現段階では以上ですと答えました(同様に被告側にも尋ねたところ、被告側も現段階では特に他に主張はないということでした)。

裁判所は次に、原告側からの再三の、学者証人の不採用に対して再考を求める申し入れに対し、学者証人については「意見書を読めばわかる

し、事実関係の立証ではない」という理由で、また、靖国神社の検証についても「不必要」とし認めませんでした。一方、原告本人尋問については、裁判所は匿名希望(若者)を除く九人を採用しました。本人尋問は次回七月三十一日(金)の午前一時から一二時までと午後一時三〇分から最大五時まで(但し、原告の枠としては通訳込で一八〇分以内)となりました。裁判所はさらに次々回弁論を最終弁論とし、一〇月二三日(金)午後二時からとしました。

やはり裁判所は原告本人尋問が終わるなり幕引きをしようとしていました。裁判所は最初から結論を決めているかもしれないが、それをやすやすとは許すことはできません。

今回の原告本人尋問がこの裁判最大の山場となります。今回も被告側の応援団もけっこう多かったですが、今回は尋問に立つ原告たちを後押しするためにも、できるかぎり傍聴席を原告側の傍聴者で埋め尽くし、法廷を圧倒したいと思います。

ぜひ、みなさんの結集を!

(以上)



傍聴記 その1

斎藤成二

(日本キリスト教団大阪教区社会委員会)

今回も裁判長による「補助参加」申請却下の通告から始まりました。被告側に対して、「しつこいな」と思いますが。裁判の「補助参加」は集団で圧力をかけるための制度ではないはずで、補助参加を申請した一〇八〇名という人たちの個々の思想や経験などとは何も重んじられていないのでしょうか。かき集められた「数」としてしか人間を見つめないやり方は、なるほど靖国的だと思えます。

今回、裁判長が原告一〇名の本人尋問を「立場が重なる」として、半分程度に絞り込む意向を表明しました。それに対し原告弁護士団が、「一〇名それぞれの立場」といふ異なるのだ!と反論されました。その言葉に心から賛同します。丁寧に一人一人の思いに耳を傾けるという姿勢こそが、この訴訟の本質を明らかにすると思うのです。一〇八〇名という数の圧力よりも、一人の人間の真摯な思いこそが尊ばれなければなりません。

原告弁護士団のお働きに感謝します。何としても、本人尋問を成功させましょう。裁判の中だけでなく、この社会

に広く、その思いと言葉を届けていきたいと願います。微力ながら、私もお手伝いさせていただきたいと思えます。

第5回弁論(4月10日)

傍聴記 その2

藪下直子(原告)

なぜ、この裁判の原告になったのか
安倍首相が二〇一三年二月二十六日に靖国神社へ参拝したことをニュースで見聞きし、「なにをするねん」と思いましたが、参拝の意味することを考えることもなく、いや考えることができなかったと言った方がよいかもしれません。そのままでもやめた状態でした。

その後、「安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟の原告になろう」という呼びかけ文を読み、その「なにをするねん」という思いがなになのかはつきりしてきて、こんなことを許せないと意思表示し、安倍政権と対決するため原告になりました。

訴状を読んだり、裁判の傍聴に行き、そのあとのかみくだき説明を聞き、段々と理解を深めてきました。靖国についての本も読むようになり、今まで断片的な知識としてしか入っていなかつ

たのですが、原告の立場で読むからかもしれません。靖国のことがわかりかけています。

（靖国とは何かといえば、戦争で死んだ人々を国と天皇に殉じたという意味付けをして顕彰し、後に続くものを養成し、若者の命を国に「ささげる」とを強いるシステムにほかなりません。）

（菱木政晴 アジアネットワーク通信 第八号）

平和的生存権について

私は自分が戦争で死ぬなんてことは今まで考えもしませんでした。それが世界では稀有のことであると思いきり、戦争のないことが当たり前のこととして生きていくことが権利としてあることをこの裁判で知りました。その権利を安倍がもくろむ戦争への道によって危うくなっている今日、今こそ平和的生存権を主張し、今の子どもや若者が決して戦争に駆り出されないようにしなくてはならないと思います。

（私は戦争を放棄して、もし日本が滅んでも、それでよいと思っています。（中略）私にとっては日本の国家よりも戦争放棄が大事なのです。）（西山誠一 アジアネットワーク通信第九号）

この裁判を通じて、靖国神社の果た

した役割、国家とは何か等を考えるようになりました。今までのように断片的な知識を持って批判するだけでなく、当事者として対峙していかなくてはと思っています。

（軍事力を持ち、戦争や武力行使を行う可能性のある国家は、必ず戦没者を顕彰する儀礼装置を持ち、それによって戦死の悲哀を名誉に換え、国民を新たな戦争や武力行使に動員していく。）

（高橋哲哉『靖国問題』ちくま新書）

第5回弁論（4月10日）

傍聴記 その3

感動した「心の叫び」

白垣詔男（九州・山口原告）

六月九日の第六回公判を傍聴させていただきました。「靖国訴訟」は「小泉」のときも原告でしたが、当時は仕事で現役だったので、すぐ近くにある福岡地裁での公判にもかかわらず一度も参加できませんでした。会社の先輩・郡島恒昭さんが原告団長でした。「小泉首相の靖国神社参拝は違憲」の判決を勝ち取ったとき、テレビ、新聞で報道された郡島さんの

素晴らしい笑顔はいまだに私の心の中で燦然と輝く思い出になっています。

さて、今回の公判では、原告第五、第六準備書面の三つの主張要旨が読み上げられました。頂いた陳述要旨に目を通し、代理人弁護士の朗読に耳を傾けながら、三つの「心の叫び」の内容の深さ、鋭さに私は全身が震えるような感動を覚えました。

「台湾在住原告らに対する権利侵害」「若者世代原告らの被侵害利益」「沖縄在住原告らの被侵害利益」の三主張に共通するのは、アジア太平洋戦争に対する日本政府の無反省と、A級戦犯を祭る靖国神社に対する安倍首相の誤った信奉精神、本人や遺族が反対している人を合祀した靖国神社の犯罪的行為、それによりも憲法違反の参拝、さらに「再び戦争する国」を目指す安倍政権が意図する「靖国精神の普及」の恐怖——これらによる国民の「平和的生存権」の侵害です。

日本政府は何のために、中国などを侵略したうえで真珠湾攻撃に始まる無謀な戦争をしたのか、なぜ国民の平和的生存権を踏みこむ戦争を始めたのか。その根源的な理由の一つが、今なお近隣諸国や良識的な日本国民の強い反対を受けながらも首相が靖国神社を参拝することです。

日本国民だけではなく、かつて植民地支配した地域の人々にとって、靖国神社は「平和的生存権」を真つ向から否定する象徴です。それを、自らの修正歴史主義という誤った思想を振りかざして参拝する安倍首相の愚行は許されません。三陳述書が主張する通り、今なお「平和的生存権」を侵害する行為そのものです。

その主張を今回、「台湾」「若者」「沖縄」と三つの観点から分かりやすく陳述しました。現代にもなお被害や後遺症の影響に苦しめられ続けている問題を鋭く指摘して、心の奥にある大きな塊としての痛みを余すところなく訴えた三陳述書は、要旨といえども強い迫力で全身が震えるほどの感動を、聞く者に呼び起こしました。

七月三十一日、第七回公判での九原告の証人尋問が、今回の陳述に加えて裁判長らを説得する強い力になることを確信して大阪地裁をあとにしました。帰りの新幹線の中で私は、全身が震えた三陳述の余韻に浸りながら心地よい時間に身を委ねることができました。

第6回弁論（5月9日）



第5・6準備書面 陳述要旨

定岡由紀子 弁護士
吉田恵美子 弁護士
丹羽雅雄 弁護士

原告第5準備書面 要旨 台湾在住原告らに対する権利侵害

台湾原告らが、内心の自由形成の権利、
宗教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関す
る自己決定権、さらに台湾原住民族原告に
ついてはB規約27条により保障される「自
己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しか
つ実践」を有していることは、訴状および
原告ら第5準備書面に記載したとおりです。

内閣総理大臣が靖國神社に公式参拝するが、なぜ台湾在住原告らのこれらの権
利侵害になるのか、正しく理解するためには、歴史を正しく理解することが必
要であり、原告ら第5準備書面はそのため日本と台湾の歴史の重要なごく一
部を説明するものです。

2005年9月30日、大阪高裁が内閣総理大臣による靖國神社参拝を憲法
違反と判断した、台湾靖國訴訟の原告であり、本訴訟においても原告となつて
いる高金素梅（原告番号210）は、1枚の写真を見た衝撃から、自らの出身
であるタイヤル族の歴史を学ぶようになりました。それは、日本が台湾を植民
地として支配していた時代に、タイヤル族の先祖が、後ろ手に縛られ、白布で
目隠しされ、軍帽をかぶった日本人の男性に、太刀で首を切られた瞬間をとら
えた写真でした。タイヤル族および台湾の歴史を学んだ高金素梅は、台湾の人
々が靖國神社に合祀されていることは民族に対する権利侵害であるとして、合
祀の取下げを求め、また、台湾靖國訴訟を提起し、大阪高裁で違憲判決を勝ち
取る大きな原動力となりました。同じく台湾靖國訴訟で原告となっていた因卡
美明（原告番号201）は、当事者尋問を予定している原告張嘉琪の母にあた
ります。

内閣総理大臣の公式参拝を憲法違反と断じた大阪高裁判決が確定したにもか
かわらず、本件で問題となつている安倍総理大臣の靖國神社参拝は繰り返しされ
ました。このことは日本の司法判断を信じ、二度と内閣総理大臣の靖國神社参
拝が繰り返されることはないだろうと信じ、日本と台湾の平和的な関係を望ん
でいた原告らに大きな衝撃を与えました。そのため、大阪台湾靖國訴訟の原告

ら、さらには当時参加していなかった若い台湾人・原住民族らが再び立ち上
ることになったのが本件訴訟です。

日本による台湾の植民地支配は、1895年、日清戦争が終わり、下関条約
によつて、台湾地域（台湾島と澎湖諸島）が清国から日本へ割譲されたときに
始まりました。原告ら第5準備書面2ページから4ページに記載されています。
これは異なる文化や言葉を持つ人々に対し、日本の言葉を押つけ、日本の名
前を押つけ、日本の文化を押つけ、日本の天皇を崇拜することをも押しつ
けた、異文化の否定と、これに抵抗する人々、抗日台湾人の虐殺の歴史でした。
大きな抗日運動の闘いと、犠牲となった台湾人の数は、原告ら第5準備書面3
ページから4ページに記載されています。

植民時代の初期に陸軍近衛師団長として台湾制圧にあつた北白川宮能久親
王は、1901年10月27日、台湾総鎮守として建立された台湾神社および
その後台湾各地に建設された神社の祭神となり、現在は靖國神社に合祀されて
います。また、数々の抗日台湾人掃討作戦で戦死した日本兵・日本人警官らも、
「国のために命をささげた」として靖國神社に合祀されています。

つまり、台湾人原告らにとつて、靖國神社は、台湾を侵略し、先祖を虐殺し
た加害者である日本人が「神」として祀られている場所なのです。

また、この掃討作戦の様子は、靖國神社大灯籠の基壇部分に「台湾平定」と
題するレリーフとして残されています。靖國神社で検証を行い、このようなレ
リーフを見ることが裁判所の台湾の歴史の理解を深めることにつながります。

次に、日中戦争・太平洋戦争が始まると、靖國神社を中心に広められた「国
のための死の顕彰」という観念を基盤として、「国のために死ぬことは名誉で
ある」との教育が台湾でもすすめられていきました。この靖國神社と皇民化教
育については原告ら第5準備書面4ページに記載されています。台湾の若者た
ちは祭神として顕彰されること（すなわち国家のために死ぬこと）を名誉と教
え込まれ、台湾原住民族が「高砂義勇隊」として組織される基盤となってい
きました。1944年、台湾人にも兵役義務が課せられるようになり、多くの台
湾人が強制的に徴兵され、戦死して、日本の軍国主義の「被害者」となりまし
た。そのような「被害者」である台湾人らも「日本国のための死」として靖國
神社に合祀されました。原告因卡美明の3人の叔父（原告張嘉琪にとつては大
叔父）も強制的に日本軍に徴兵され、うち2人が靖國神社に合祀されました。

台湾人原告らにとっては、「被害者」である台湾人の先祖らが「加害者」である日本人らと一緒に合祀されるという、これ以上ない屈辱となったのです。

さらに、台湾原住民族には、原告ら第5準備書面5ページに記載したような、独特の祖霊祭祀の方法があります。これによると、部族によって多少の違いはあるものの、祖先の霊魂を自分たちの身近に埋葬して祀っておかなくてはならないとされており、家族を靖國神社に祀られるということは、台湾原住民族にとっては、その習俗に従って先祖を身近に祀っておくことができなくなり、少数民族独自の文化が侵害されました。

このようなことから、台湾原告らは、祖先の霊魂を取り戻す活動に取り組んできました。小泉総理大臣による公式参拝が憲法違反と認められたのち、司法判断が尊重されることを信じ、上告はしない決断をしました。ところが、本件参拝によりその期待も裏切られました。

本件参拝により日中間の關係が悪化していることは公知の事実ですが、台湾は、地理的に日本と中国の中間に位置し、尖閣諸島の目と鼻の先にある台湾の住民らにとって、有事の際には巻き込まれることは必至であり、台湾原告らの平和的生存権も危機に晒されているといえます。

弁護士 定岡由紀子

第5準備書面 要旨 若者世代原告らの被侵害利益

1 はじめに

自分は戦争に行きたくないし、戦争を支えたくありません。

若い世代に属する原告らは、被告安倍の本件参拝を見てそのように強く感じました。

被告靖國神社は、戦前の戦死者を「英霊」として顕彰しています。その靖國神社に行政の長である内閣総理大臣の被告安倍が参拝したことは、若者世代の原告らに「戦争に参加しろ」という強烈なメッセージを突きつけ、若者らに体が凍りつくほどの恐怖を感じさせたのです。

安倍政権が着々と進めている軍事法制も併せ考えますと、若者たちは、自分が戦争に巻き込まれ、加担させられ、性暴力など女性の人権が侵害される

危険が切迫していると感じたのです。これは、まさしく若者の平和的生存権を侵害したものだといえます。

20代・30代の男女5名の若者らの切実な訴えは、準備書面記載のとおりです。裁判所には、この切実な訴えに耳を傾け、その精神的損害が償われるべきものであることを判断していただきたく願います。

2 若者の平和的生存権、内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利侵害

(1) 「英霊」顕彰と兵士の動員

国家が戦争を遂行するためには、兵士が必要です。兵士を動員する方法として、日本国は、戦前にあつては、徴兵制度を最大限に活用しました。これとともに戦死者を「英霊」として顕彰する制度を積極的に活用しました。

「国のために喜んで死ぬ」兵士を育成するために、学校教育のなかに神社参拝、靖國神社参拝が組み込まれ、また、「国のために死んだら英霊として靖國神社に祀られ顕彰される」という觀念が日々維持強化されました。行政の長たる内閣総理大臣の靖國神社参拝は、こうした觀念を具体的に可視化するものであり、その効果は極めて大きいといえます。

戦前における内閣総理大臣や天皇の靖國神社参拝は、英霊の顕彰という意味付けをとおして兵士を動員する有力な精神的施策であったのです。

(2) 安倍首相の本件参拝と「戦争準備」

ア 憲法前文に平和的生存権を掲げ、戦争放棄を規範とする憲法9条のもとでは、当然のことながら徴兵による兵士の動員ということはありません。

しかし、攻撃する実力を備えている自衛隊は今や現代の戦争を担える組織となっています。被告安倍を内閣総理大臣とする安倍政権は、自衛隊による集団的自衛権を行使するための準備を整えつつあり、また、日米新ガイドラインによって日本の自衛隊とアメリカ軍の一体化がますます進み、「戦争をしない国」から「いつでも戦争ができる国」に変貌した状況にあります。自衛隊員はいつでも死に直面する事態に出動しなければならなくなっています。当然のことながら、個々の自衛隊員においても、生きることは死ぬことよりも優先されます。しかし、これを認めてしまうと、戦争における実力部隊として自衛隊を投入することはできません。そこで、ここにおいて、戦前における「英霊の顕彰」を復活させる

ければならないことになります。安倍政権が推進する集団的自衛権の行使を可能とするためには、内閣総理大臣によって、「国のために喜んで血を流し、命を投げ出し」、死んだ後も「英霊」として「尊崇」される「靖國の精神」の普及が必要であり、靖國神社参拝は、被告安倍の軍事力強化政策にとって必要不可欠なのです。

イ 戦前、国は、靖國神社と一体となつて、人々を戦争に駆り立てる際に、若い男性を兵士として動員する一方、女性を「靖國の妻」、「靖國の母」として、戦死者の「名誉ある死を喜ぶ」存在に仕立て上げていきました。

被告安倍の本件参拝は、安倍政権における軍事戦略と併せ考えますと、「英霊の後に続け」という「靖國精神」を、現在の自衛隊と国民一般において復活させようとするもの、そしてその結果をもたらすものであることが明らかであります。

「内閣総理大臣」という肩書を捨てず、事前に参拝情報を流し、公用車で乗り付け、マスメディアを利用して若者を含む内外の人々への発信・喧伝効果を狙った仰々しいイベントである本件参拝はまさしく、若者たちへの強烈な戦争動員へのメッセージそのものであり、「靖國の精神」の普及を図る行為です。

若者は、本件参拝をメディア等を通じて見させられて、そのメッセージの受容を強いられ、「自らが」「戦争に参加せよ」と言われているのだとショックを受け、おどましく、恐怖におののいたのです。

こうして、本件参拝とその受入れは、若者の平和的生存権、内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利を侵害しています。

弁護士 吉田恵美子

第6準備書面要旨 「沖縄在住原告らの被侵害利益について」

原告らが今回提出した第6準備書面「沖縄在住原告らの被侵害利益について」の要旨を口頭で述べる。

1. 沖縄戦の実相について

大日本帝国による1879年断行の琉球処分以来、日本の国策のための道具としてしか考えられなかった沖縄県は、同時に日本の国益のために最高度に利用できる最も価値のある領域として位置づけられた。そのことが最もあらわな形で現れたものが、1945年3月末から敗戦に至るまでの間「鉄の暴風」という恐るべき名で呼ばれた沖縄戦であった。沖縄戦にはいくつの特徴がある。

第1は、沖縄戦は天皇制国体護持及び「本土」防衛のための捨て石作戦であった。それは近代天皇制日本国家による「琉球国」の解体・併合にはじまる日本帝国主義の差別・同化（皇民化）攻撃の帰結であり、その日本―沖縄の歴史的関係において体现した戦争であった。そして、「戦争の醜さの極致」として表現された沖縄戦の徹底した反人間性は、決定的、直接的に天皇制と結び付いていた。

沖縄戦が天皇制護持の捨て石作戦として戦われたものである以上、沖縄は、本来自分らとは何の関わりもなかった天皇制国家の完全な被害者であったことは明らかである。

第2は、一般住民の数が軍人数を上まわっていたことである。

第3は、皇軍の沖縄住民に対する不信と死の強制が行使われたことである。

「方言を用いた者は間諜（スパイ）」とみなして処断する。」という軍命は、皇民化軍国主義教育の強制のもとにあつても、決して沖縄県民を信じない皇軍の本質を表している。この不信が、沖縄住民を、壕から追い出し、食糧を強奪し、集団死を強要する、という行為につながっていった。沖縄戦で約130名もの一般住民が、日本軍の手によって殺害されている。

第4に、沖縄戦の被害は、侵略戦争による加害の歴史でもあった。

沖縄南部戦跡の韓国人慰霊塔に刻まれた碑文には、「1941年太平洋戦争が勃発するや多くの韓国の青年達が、日本の強制的徴集により、大陸や南洋の各戦線に配置された。この沖縄の地にも徴兵、徴用として動員された1万余名があらゆる困難を強いられたあげく、あるいは戦死、あるいは虐殺されるなど惜しくも犠牲となった。」と刻印されている。

沖縄戦は、皇軍による沖縄住民の戦争被害とともに、沖縄における植民支配による加害の歴史をあわせて示しているのである。

2. 戦後状況と天皇について

- ① 1952年4月28日サンフランシスコ講和条約の発効によって日本国の占領は終止し、日本国は「独立」を回復した。しかし、それは沖縄を引き続き米軍支配下に残すことを条件にしていた。日本の国益のために、沖縄はここでも軍事的に利用され、日本国家の「捨て石」とされたのである。沖縄を日本から切り離れた4月28日を、沖縄住民は、「屈辱の日」と呼び、「第二次琉球処分」と称している。

- ② この5年前の1947年、裕仁天皇が米国政府に伝えた、いわゆる「天皇メッセージ」をここで指摘しないわけにはいかない。

「屈辱の日」に始まる沖縄切り捨ては、この天皇メッセージの内容で実施されている。

『天皇は、アメリカが沖縄と琉球の他の諸島を軍事的に占領することを希望する・・・天皇は、沖縄（そして必要とされる他の島々）のアメリカによる軍事占領は、日本に主権を残したままで長期的に租借する。―25年から50年、あるいはそれ以上―という擬制にもとづくべきであると考えている。』

- ③ このように、沖縄は、徹頭徹尾、天皇制と日本国家にとって、「捨て石」であり、利用すべき対象として扱われてきた。

沖縄戦においては、「さらに戦果を上げる」との天皇の命令を受け、天皇制国体護持のための捨て石として、多数の沖縄県民が死を強制された。更に、戦後が天皇制を護持しつつ独立する過程においては、沖縄県民の願いを無視して、天皇メッセージによって、反共の砦として米軍事支配に売り渡された。重大なこの2点をとっても、沖縄は、天皇制の被害者である。ところが、被告靖国神社は、天皇のために命を捧げた者を顕彰する神社である。かような神社である靖国神社は、沖縄戦で被害を受けた沖縄住民とは、対極の関係にあるのであって、かのような施設に合祀されることは、到底容認されざる行為である。

3. 沖縄における援護法の適用と靖国神社合祀の始まり

- ① サンフランシスコ講和条約によって米軍政による占領支配からの脱却を阻まれ、日本本土（ヤマト）から切り離された歩みを始めることを余儀なくされた沖縄では、日本国が起こした戦争によって国内では最

大の犠牲を強いられたにもかかわらず、それに対する補償が切り捨てられるおそれが強まった。このため、沖縄戦遺族らを中心として、本土で制定され、また復活してきた援護法、恩給法の適用を求める運動が起こってくることになる。沖縄戦の犠牲に対する補償要求は、まず軍人軍属等を対象とするこれら法律の適用を求め、犠牲者の尊厳の回復を求める運動として始まった。

- ② 援護法における戦闘協力者への適用拡大の状況について

厚生省は、1957年7月、「沖縄戦の戦闘参加者処理要綱」を作成し、援護法適用対象の「戦闘参加者」について、「戦闘参加者概況表」において、「食料供出」「壕の提供」「集団自決」「スパイの嫌疑による斬殺」など20項目としてまとめる形で、適用拡大を行うこととなった。

この適用拡大は、軍の命令を受けて「自己の意思」で戦闘に参加、協力したことが求められたことから、軍命を理解できる「小学校適齢年齢の9歳以上」という事実上の年齢制限を伴うこととなった。

しかし、この「戦闘参加者」が、実は戦闘参加どころか戦争の被害者であった実態は、陸上自衛隊幹部学校作成の「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」（1960年5月）にも記載されている。

「例えば心ない将兵の一部が勝手に住民の壕に立ち入り、必要もないのに軍の作戦遂行上の至上命令である立退かないものは非国民、通敵者として厳罰に処する等の言辞を敢えてして、住民を威嚇強制のうえ壕からの立退きを命じて己の身の安全を図ったもの、ただでさえ貧弱極まりない住民の個人の非常用糧食を徴発と称して略奪するもの、住民の壕に一身の保身から無断進入した兵士の一団が無心に泣き叫ぶ赤児に対して此のまま放置すれば米軍に発見されるとその母親を強制して殺害させたもの、罪のない住民をあらぬ誤解、又は威信保持等のため『スパイ』視して射殺する等の蛮行を敢えてし、これが精鋭無比の皇軍のなれの果てかと思わせる程の事例を残している。」というものである。

結局、沖縄における戦闘参加者への援護法適用拡大は、戦争被害補償法制が存在しない中で、沖縄戦での住民の特別の犠牲に対して、事実

を歪曲してでも政治的な決着を図らざるを得なかったというのが実状であった。

また、援護法適用申請にあたっては、沖縄戦が住民を巻き込んだ地上戦であり、全戦没者への補償を求める沖縄側に対する妥協策としてとられた適用拡大であったことから、住民犠牲者をできるだけ「積極的戦闘参加者」と捉え直すことによって援護法適用を実現しようとされてきた。

このため、厚生省援護局の側から、申立書の内容について、積極的戦闘協力、参加との方向へ誘導する記述の変更の指示が行われたりした。

そして、厚生省は、1981年8月、6歳未満の乳幼児に対しても援護法の適用対象とすることと決定し、以後、5年分遡及して支給を開始した。1986年までに6歳未満の「戦闘参加者」約2100名が認定されている。

以上のような沖縄戦一般犠牲者への援護法の適用拡大の経過は、琉球政府や被告国が行っていた被告靖国神社への合祀協力事務と一体となることにより、単に軍人軍属が無断で靖国神社に合祀されるという問題にとどまらず、軍隊によるこれら犠牲者が国家のために戦闘した英霊として祀られるという倒錯した歴史的事実の歪曲の事態を生じさせる事となった。

沖縄原告らが指摘している援護法適用の問題、すなわち軍隊の犠牲者が軍への積極的な戦闘参加者にすり替えられ、被告靖国神社の英霊として祀られるという矛盾は、戦後沖縄の占領時代以降の沖縄戦による根源的な疲弊と占領中の経済的疲弊の中で、援護金の支給というアメによって、沖縄戦の実相の本質を覆い隠す歴史歪曲の大きな要因であり、本件安倍首相による靖国神社公式参拝は、沖縄原告らにとって二重、三重の著しい人格権侵害と精神的苦痛をもたらすものである。

安倍政権の軍事政策と本件参拝について

① 日米の両政府は、2015年4月27日、自衛隊と米軍の役割分担を定めた「防衛協力の指針（ガイドライン）」の改定に合意した。

ガイドラインの見直しは18年ぶりで、日本とその周辺の安全確保に主眼を置いてきた日米同盟は、地理的範囲、内容ともに大きく広がり、新た

な段階に入ることになる。また、日本そのものの防衛については、平時から有事まで切れ目のない協力を打ち出した。平時と戦時を区別しないということは、平時がすなわち戦時ということである。日本が武力攻撃を受けた場合の対応では、尖閣諸島（釣魚島）をはじめとする南西諸島など、中国の台頭で脅威が高まっている島しょ部に対する対応を新たに盛り込んだ。日本が新設する水陸両用部隊を中心に、自衛隊が主として上陸阻止、奪還作戦を行い、米軍が支援するとしている。

2014年7月1日に安倍政権が閣議決定した憲法9条に違反する集団的自衛権の容認及び新たな日米軍事同盟の体制は、沖縄を再び「本土」あるいは「アメリカ」を防衛するための「捨て石」とするものであり、沖縄が再び「捨て石」とされることを現実化するものである。

② 本件参拝は、沖縄在住原告らにとって、沖縄戦で多くの住民を死に追いやった将兵を「英霊」として褒め称えることである。

沖縄在住原告らにとって、多くの人々の死を招いた戦死者を祭神として賛美することをやめることこそが、「平和」を追求する第一歩である。辺野古移設反対が住民の意思になっていることもそのことを表している。

しかるに、被告安倍及び同人が率いる安倍政権は、これに逆行する動きをしている。本件参拝はその最たるものであり、本件参拝は、安倍政権下で急速に進んでいる軍事国家化とあわせ、沖縄在住原告らの平和を脅かし、その存在基盤を根底から崩壊させるものであって到底容認できない。

安倍政権下で進められている軍事政策と日米同盟の新たな段階への踏み込みや、辺野古移設反対の住民意思を蹴散らすその姿勢に鑑みても、本件参拝とその受入れは、沖縄在住原告らの平和的生存権を現実侵害するものである。

以上

弁護士 丹羽雅雄

近々発行されます。是非の一冊です！

●安倍首相靖国参拝違憲訴訟・資料集

靖国と平和的生存権

小林 武／高橋哲哉 意見書全文

原告 10 名の陳述

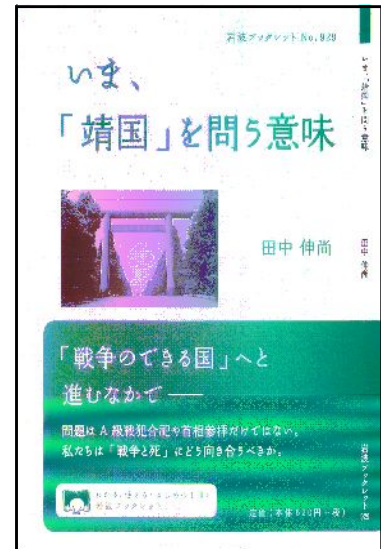
頒価 ¥500 (7 月末発行予定)

●ブックレット いま、「靖国」を問う意味

著者：田中伸尚 価格 ¥ 620 (7/7 発行)

7/31 集会にて販売予定です。事務局までお申し込み可

FAX 06-7777-4725 TEL 06-7777-4935 (平日 1:00 ~ 6:00)



今年もやりま〜す！ 9/18 合祀取消要求・靖国行動（第4回）

私たちの家族が靖国神社に合祀されつづけていること、「英霊」とされ続けていることに私たち遺族は我慢できません。戦争国家へと突進している安倍にとって靖国神社は欠くことのできない戦争アイテムです。新しい「英霊」づくりを許さないためにも、遺族として靖国神社に合祀取消を直接突きつけようではありませんか。

日程は、9月18日（金）の予定です。直接靖国神社に行こうと思う遺族はもちろん、行けないが「合祀取消要求書」（『通信第3号』）を出したいと思う遺族は、靖国合祀イヤですアジアネットワークにご連絡を！！（昨年出した方、今年も、出し続けましょう！）

「戦後70年 東アジアの未来へ！宣言する市民」からの報告

前号で賛同呼びかけに応じて下さり、ありがとうございます。5/11 立ち上げ集会から、6/21、7/7 集会とかさね、8/15 には集約集会を準備しています。戦後 70 年の今も私たちは「靖国の檻」から戦死者を解き放つ事ができないでいる。この国の戦後 70 年を問うと同時に私たち民衆の 70 年をも問わねばなりません。今、「戦争の出来る国」を許してしまっってはもう「靖国の檻」は開けないだろう。再び「靖国の神」をつくってはならない！未来に向けた私たちの思いです。お近くのみなさん、以下集会にぜひ参加下さい。



- 市民宣言発表集会
7月7日（火）7:00～
ドーンセンター
・講演：浜矩子
- 8/15集会「東アジアの未来へ・私たちは行動します」
8月15日（土）
10:30～14:00
エルシアター
・講演：高里鈴代
高橋哲哉

事務局からのお知らせ

●原告側からの準備書面は第六まで裁判所に提出、陳述済みです。要旨は毎回通信で報告しております。全文必要な方はホームページの利用、又は事務局まで請求下さい。

・「紙ベース通信不要」の協力ありがとうございます。個人メールへのお知らせは出来ませんが引き続きホームページをご利用下さい。

●七月二五日二六日 第28回政教分離訴訟交流会、今年は大阪訴訟団担当で京都で行われます。事前参加申込みが必要ですが、ちよつとのぞいてみようと思われる方は事務局までご連絡下さい。

●七月三十一日・第七回弁論のお知らせハガキ、今回は発行致しません、次ページ参照の上、すぐにカレンダーに書き込んで下さいね！お忘れなきよう！

裁判官の良心は揺さぶられたか！

7/31

安倍靖国参拝違憲訴訟・関西

第7回弁論及び報告集会

2014年4月11日の提訴以降、6回の弁論が重ねられました。今回は最大の山場です。一日をかけて9名の原告が証言します。戦没者遺族が、沖縄の基地の中から、台湾から、教育現場から、在日を生きるひとりとして、仏教者の立場から。それぞれが戦争を賛美する靖国を問い、戦死を二度と繰り返すことを許さない、平和的生存権を訴えます。

7月31日は午前・午後の傍聴、6時30分からの報告集会、駆けつけてください！！

7/31 裁判報告集会

10原告渾身の訴えに耳を傾けてください。「靖国神社」の本質が透けて見えるでしょう。

日時 7月31日（金）6:30～

会場 エルおおさか南館734号

参加費 500円

報告 台湾原告・沖縄原告・他10名の原告が裁判所での尋問報告。尋問では語り尽くせなかった思いも存分に語っていただきます。裁判所では不採用になってしまった若者の声もお届けします。

今後のお知らせ
最終弁論
第8回弁論 10月23日（金）
午後2時～
大阪地裁202法廷

第7回口頭弁論

9名の原告尋問が決まりました。いよいよ終盤です、傍聴席を私たちの熱気でいっぱい！！

7月31日（金）10時～

大阪地裁 202号法廷

午前（10:00～12:00）

原告

担当弁護士

①西山誠一

大川一夫弁護士

②金信明

大橋さゆり弁護士

③張嘉琪

定岡由紀子弁護士

午後（1:30～終了まで）

④友田良子

加島 宏 弁護士

⑤安谷屋昌一

丹羽雅雄 弁護士

⑥郡島恒昭

新井邦弘 弁護士

⑦松岡勲

大橋さゆり弁護士

⑧増田俊道

大橋さゆり弁護士

⑨知花昌一

中島光孝 弁護士

（※尋問順序、多少の変更、あるかも知れません）

傍聴は抽選です。9:30には地裁玄関前に集合してください。（午後からのみ傍聴希望は午前のみ傍聴者の回収傍聴券での入廷となりますので不確定です。了承下さい）